

岐阜県教職員組合 養護教員部

団 体 交 渉 回 答 要 旨

日 時 令和4年10月26日 15:30～
会 場 教育委員会室

《団体交渉次第》

1. 団体交渉の開始（15：30）
2. 岐阜県教職員組合執行委員長 あいさつ
3. 要望にかかる質疑
4. 団体交渉の終了（16：30）

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合養護教員部（令和4年10月26日）

	要 望 事 項	回 答
1	新型コロナウイルス感染症を乗り越えるために	
(1)	養護教諭の加配、養護担当非常勤講師の配置などについて	
	<p>コロナ禍において子どもたちのしんどさや不安が顕在化してきています。感染予防対策を徹底して取りながら、子どもたちの対応を精一杯努めてきましたが、養護教諭の負担はますます厳しい状況にあります。</p> <p>先の見えない職務に私たち養護教諭も疲弊しています。</p>	
	<p>①小中学校において、加配基準には満たない規模であるが複数配置されている学校が6校(茜部小、各務原中央中、池田中、金竜小、広見小、可児中部中)あります。</p> <p>これらの学校は県費での配置か、市町村負担での配置か教えてください。</p>	<p>茜部小、各務原・中央中、広見小、可児・中部中の4校は、県費による養護教諭を配置しています。</p> <p>池田中は、町費、金竜小は、市費による養護教諭を配置しています。</p>
	<p>②加配基準には満たない規模の学校や児童生徒の困難さへの対応を要する学校に、県独自の配置基準を策定し、養護教諭の加配を行ってください。</p> <p>フルタイムでの加配が難しいのであれば、関市の若あゆ制度のように、繁忙期や感染拡大など特に人手が必要な時に、養護担当非常勤講師を配置してください。</p> <p>一昨年度から定数減で複数配置ではなくなった学校が9校あります(小学校2校、中学校1校、高校6校)。</p> <p>また、801人以上の小学校が4校あり、養護教諭一人に対応しています。これらの学校を優先して加配してください。</p>	<p>養護教諭の配置については、国の標準法に基づき、高等学校は生徒数が800人以下は1人、801人以上は2人を配置、特別支援学校では、各校に1人配置し、さらに児童生徒数が61人以上でもう1人配置しております。</p> <p>小中学校（義務教育学校を含む）では、標準学級3学級以上の学校に1人配置し、さらに小学校の児童数851人以上（中学校は生徒数が801人以上）の学校ではもう1人配置しております。</p> <p>小中学校の標準学級2学級以下の学校については、加配の養護教諭を配置したり、隣接する学校の養護教諭に兼務をかけたりして対応しております。</p> <p>県独自の配置については、現在の県の予算状況を考慮すると大変難しい状況です。</p>

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合養護教員部（令和4年10月26日）

要 望 事 項	回 答
<p>③養護教諭の常勤講師・非常勤講師の確保をしてください。</p> <p>年度途中に産育休代替が見つからないということが多く起きています。</p> <p>ここ数年、代替が見つからず、養護教諭が未配置ということもありました。</p> <p>夏休みまでに産育休に入る養護教諭がいる場合は、年度当初から常勤講師または任期付教員を配置するなど、産育休代替や病休代替配置を確実に配置してください。</p> <p>また、退職した養護教諭の中には、非常勤講師や短期間に限定した勤務が可能という声を多く聞きます。</p> <p>経験値の高い養護教諭の活用や、柔軟な働き方の保証の上でも、上記②にあるように、加配として非常勤講師を配置したり、繁忙期等に一時的に任用して配置するなどの措置をおこなってください。</p>	<p>市町村立学校・県立学校においては、代替のための非常勤の予算を準備しております。来年度については現在予算要求中です。今後も講師の確保に努めてまいります。</p> <p>産前産後休暇取得前の臨時的任用職員の任用については、財政的負担を伴うものですので、慎重な検討が必要であり、予算や各校の状況等を踏まえながら対応してまいります。</p>
<p>④各学校に配置されている教員業務支援員について、新型コロナウイルス感染症対策を業務とするなど、多忙な養護教諭の負担軽減となるような業務とするように各学校に指導・助言してください。</p>	<p>感染防止に係る業務については、養護教諭等の負担軽減のため、公立学校に消毒等を行う教師業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）を配置する事業を実施しております。</p> <p>来年度もこの事業を継続できるよう予算要求しております。</p> <p>「スクール・サポート・スタッフ」は、教員の業務支援を行うことにより、教員の負担が増加しないことを目的に配置しております。</p> <p>その業務は、消毒作業のみに特定しているものではありませんので、感染症対策として健康管理業務等に従事することも各学校の状況の中で可能となっております。</p> <p>来年度もこの事業は継続していく予定です。</p>

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合養護教員部（令和4年10月26日）

要 望 事 項	回 答
(2)	学校での抗原簡易キットの使用、児童生徒の新型コロナワクチンの予防接種について
<p>（文書回答） ①体健第110号通知（令和4年4月22日付）に従い、学級閉鎖期間中の公式大会への出場可否を判断するために抗原簡易キットが使用されることになりましたが、今後も学校での抗原簡易キットの使用を推奨、強制するものではないことを周知してください。</p>	<p>抗原キットの生徒への使用については、部活動の公式大会への出場可否を判断するために使用するもので、公式大会への参加ができない生徒を救う緊急的なものです。今後も学校での抗原簡易キットの使用を推奨、強制するものではありません。</p> <p>小学校等における教職員の抗原キットの活用については、県内で未だ多数の感染者が確認されており、感染者数の減少に向けて、継続した感染拡大防止策の徹底が求められることから、検査体制を強化することとなりました。教職員が、ワクチン接種の及ばない児童等へ感染させることがないよう、児童の安心・安全を第一に考え、現在は積極的な活用をお願いしています。</p>
<p>（文書回答） ②これまでどおり、新型コロナワクチンの予防接種を児童生徒に対して推奨・強制しないでください。</p>	<p>新型コロナワクチンの学校での集団接種については、令和3年6月22日付の文部科学省通知「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について」に基づき、学校での集団接種は行わないこととしております。</p> <p>また、各学校に対して、決して新型コロナワクチンの接種を強制しないよう、さらに、接種を希望しない児童生徒等に対する同調圧力や差別等のハラスメントにつながる行為が決して起こらないよう徹底しています（「新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた学校運営について」を通じて通知・徹底）。</p>
(3)	予算・設備について
<p>①必要な時に不足なく備品や消耗品が使えるように、今後も現場の要望を聞き、感染症対策に必要な物品を確実に配布してください。</p>	<p>令和4年度も学校保健特別対策事業費補助金を活用して、県及び各市町村（学校）において、感染症対策に係る備品や消耗品が整備されました。</p> <p>令和5年度につきましても、国が感染症対策支援事業を概算要求しており、当該事業の継続が見込まれます。</p>
<p>②引き続き感染症対策用の予算を措置してください。</p>	<p>令和5年度につきましても、国が感染症対策支援事業を概算要求しており、当該事業の継続が見込まれます。</p>
<p>③学校によっては水栓数が少なく、食事前の手洗いが密になっている状況です。 感染症予防のためには手洗い場が不足しています。 必要とされる学校からの要望があれば、手洗い場の増設をおこなってください。</p>	<p>県立学校における個別の施設整備については、各学校から要望があれば対応するように努めているところです。</p> <p>引き続き、そのようなことでお困りの際は、事務局を通してご要望をいただければと思います。</p>

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合養護教員部（令和4年10月26日）

	要 望 事 項	回 答
2	養護教諭の勤務条件について	
(1)	<p>非正規の「養護助教諭」配置の解消を進め、正規の養護教諭を配置してください。</p> <p>非正規の「養護助教諭」（産休・育休代替講師、複数配置の講師を除く）が、小学校では昨年度より8校減少し40校、中学校で7校減少し9校と、減ってはいますが、産休・育休代替講師も含めると、非正規の「養護助教諭」は小学校19%、中学校13%と非常に多い状況です。</p> <p>非正規の「養護助教諭」は経験の少ない方も多く、かつコロナ禍で厳しい状況下で勤務しています。</p>	<p>児童生徒数や教職員定数、退職者数、再任用者数等の状況を踏まえ、長期的展望に立った採用計画に基づき、正規の養護教諭の適正な配置に努めてまいります。</p>
(2)	<p>（文書回答）</p> <p>養護教諭が負担と感じている学校保健統計調査、学校環境衛生活動調査を、岐阜県学校保健会と協議し、負担が軽減されるようにしてください。</p>	<p>学校保健統計調査については、公務支援システムに入力することで調査票が作成できるようになり、学校環境衛生活動調査については、WEB調査に変更して負担軽減を図りました。今後も項目等について検討をしてまいります。</p>
(3)	<p>養護教諭が、すべての学年の宿泊を伴う学校行事に引率するよう指示される学校があります。</p> <p>多くの場合、その学校行事は健康診断の多忙期にあたっています。</p> <p>また、一時的に立て替える引率に関わる費用もとても大きくなります。</p> <p>看護師の引率に代えるなど、養護教諭の心身および経済的な負担が軽減される配慮を行うよう各学校に指導してください。</p>	<p>これまでも児童生徒の安全確保及び健康管理の面から、多くの場合、各学校において養護教諭に引率を依頼しています。</p> <p>宿泊を伴う行事を複数の学年が短期間に実施すれば、同一の養護教諭に引率を依頼する場合、その方の大きな負担となることから、次年度の教育課程編成時において十分に配慮するよう、引き続き指導に努めます。</p> <p>平成22年度より、学校行事の泊を伴う児童生徒の引率については、勤務時間の割振制度を導入して引率教員の負担軽減に努めているところです。</p>
(4)	<p>校外での任務、特に中体連・高体連・特体連などが主催する大会での救護について、各団体と協議の上、以下の改善を働きかけてください。</p>	

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合養護教員部（令和4年10月26日）

要 望 事 項	回 答
<p>①中学校部活動の地域移行・外部委託化が進んでいます。 救護においても、郡市大会を含め、すべての地域のすべての大会に医療職を配置するよう働きかけてください。</p>	<p>中体連・高体連に対しては、日頃より、生徒の安全・健康を第一に考え、大会等の運営を行うよう、お願いするとともに、養護教諭の負担を軽減するために、救護担当として看護師を要請するよう引き続き助言しているところです。 今年度、未導入の可茂地区、飛騨地区については、看護師の配置要請に関する検討を継続していくよう働きかけてまいります。</p>
<p>②搬送体制の整備、損害賠償保険の加入など、救急体制の充実をはかるように働きかけてください。</p>	<p>大会規模の大小にかかわらず、救急体制の整備が充実するよう、引き続き中体連、高体連に指導してまいります。</p>
<p>③今年度の中体連主催の大会での医療職の配置状況を教えてください。</p>	<p>養護教諭の負担を軽減するために、救護担当として看護師を要請するよう助言しているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区大会 岐阜地区：13種目すべて看護師配置 西濃地区：13種目すべて看護師配置 美濃地区：14種目すべて看護師配置 可茂地区：看護師配置なし 東濃地区：13種目すべて看護師配置 飛騨地区：看護師配置なし ・県大会：18種目すべて看護師配置 ・東海大会（開催4種目）：4種目すべて看護師配置
<p>(5) 小中学校の養護教諭が5年で原則異動となる制度を撤廃してください。 養護教諭はアレルギー、不登校、発達障がい等の児童生徒の対応のため、保護者と信頼関係を築き、長期的な視野で児童生徒に関わらなくてはなりません。 にもかかわらず、小中学校の養護教諭が5年で原則異動となる制度は弊害があります。 この制度を撤廃するかもしくは弾力的に運用してください。 異動に関しての本人との面談を重視し、本人のライフプランに合わせた、合意のもとでの異動を実施</p>	<p>養護教諭に限らず、一人職の同一校勤務は、原則として5年としています。 一人職の場合、学校外、いわゆる地域の他の学校の同じ職の方と交流する機会がありますが、校内では任された仕事に対して長年固定化されたやり方を継続することは好ましくありません。県全体として学校の活性化を図ることも必要です。このような経緯から「5年」という期間が適当であるとされてきました。現在もその考え方に立って異動を進めています。 異動に際しては、各学校において校長が個別に教職員と面談を行い、教職員の将来設計、自身の健康状態、家庭の事情（子育て、家族の介護等の状況）についてヒアリングを行っています。それらを踏まえ人事異動に努めています。 また、管理職の研修や経験年数に応じた悉皆研修の折に、教職員のキャリアデザインについての講話を入れるなどして努めております。</p>

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合養護教員部（令和4年10月26日）

	要 望 事 項	回 答
	してください。	
3 子どもの命を守り、健康な発達保障をするために		
(1)	<p>アレルギーを持つ児童生徒の全員に「管理表を提出させる」よう指導がありました。 （可茂地区保健安全講習会） 全員に配布し管理をすることは、膨大な時間を要します。 また、学校医からは全員配布に批判的な声も上がっています。一律に全員提出とするのではなく、市町村の実態に合わせた方法を認めてください。</p>	<p>学校でアレルギー対応が必要な子については、医師の診断に基づいて対応するため、管理表が必要になります。（全員に配布する訳ではありません。）アレルギー対応は、命に関わる場合もあり、適正な管理をしていくことは不可欠です。</p>
(2)	<p>（文書回答） 県立学校の生徒は、検尿・心電図検査の結果が要医師総合診断となると、学校医の指示のもと医療機関での精密検査を勧めることとなりますが、貧困などの理由により受診できない生徒が増えています。 医療機関での精密検査にも、結核検診同様、公的な補助を行ってください。</p>	<p>万が一、結核に罹患した者が出た場合、健康上だけでなく教育上も重大な影響があるため、児童生徒の健康と安全を管理する学校にとって重要な課題となります。 「学校からの報告に基づき、教育委員会は対象児童生徒に対する精密検査を実施する。」とされており、これに基づき教育委員会で費用を負担しています。 他の疾病については、福祉医療制度の活用や保護者負担が基本となります。</p>
(3)	<p>（文書回答） 今夏も暑い日が続き、学校現場でも熱中症など体調不良のため救急搬送された事例が多くありました。 多くの学校が、運動会、体育祭などの学校行事を再開し、「感染予防をしながら熱中症を予防する」難しい対応を求められています。 児童生徒の命を守ることを何よりも優先して、学校行事の時期や練習を含めた運営方法、緊急時の対応などを検討するように各学校に指導してください。</p>	<p>近年の記録的な猛暑による、学校活動における熱中症予防は児童生徒の命を守るため、適切に対応しなければならないことと認識しています。 そのため、今年度も例年どおり、気温が上がり始める5月9日には各学校に対して熱中症事故の防止についての関係文書を送付し注意喚起や具体的な取組みについて呼び掛け、練習時間や競技時間の短縮、実施する時間帯、給水回数を増やしたりするなど細心の対策を講じるようお願いしてまいりました。 また、学校安全講習会では「熱中症対策ガイドライン～学校教育活動における判断と行動の目安～」の内容を説明・確認するとともに、マスク着用については、国や県の指針に則り、運動会・体育大会、体育授業等の屋外活動において、臨機応変に対応していただくようお願いしております。</p>

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合養護教員部（令和4年10月26日）

要 望 事 項	回 答
<p>(4) （文書回答） LGBTの人への配慮や、災害時に避難所となること等を考慮し、多目的トイレを各学校の各階に設置してください。</p>	<p>既存の県立学校への多目的トイレの設置については、設置スペースの関係もあり対応が困難な状況ではありますが、大規模改修等の際に、設置スペースが確保できれば、1箇所は設置していきたいと考えています。 また、県立学校で避難所に指定されている体育館付近の屋外トイレについては、改築等に合わせて多目的トイレを設置しております。</p>
<p>(5) （文書回答） 高校生の健康と安全を最優先するために、学校管理下における集団献血を強制しないでください。</p>	<p>厚生労働省が実施したアンケート調査によると、高校等での集団献血の経験が、その後の献血の動機づけに大きな役割を果たす結果が示されています。 しかしながら、協力については、あくまでも任意であると承知しております。</p>
<p>(6) （文書回答） 健康教育や救急処置の拠点となる保健室が多様な機能が発揮できるよう、保健室の施設・設備の整備をしてください。 いまだに、外線電話、インターネットに接続できるパソコン、プリンター、湯沸かし器、冷蔵庫、鍵付きの書庫が保健室に無い小・中学校があります。 県から市町村の教育委員会に強く働きかけてください。</p>	<p>市町村立学校については、設置者である市町村が主体となって実施していますので、ご要望は、市町村教育委員会へお伝え願います。</p>
<p>4 養護助教諭という名称を止め、他の教諭と同様に「養護教諭（講師）」と記してください。</p>	
<p>（文書回答）</p>	<p>名称を変更することに伴う手続き等を確認しながら、検討してまいります。</p>